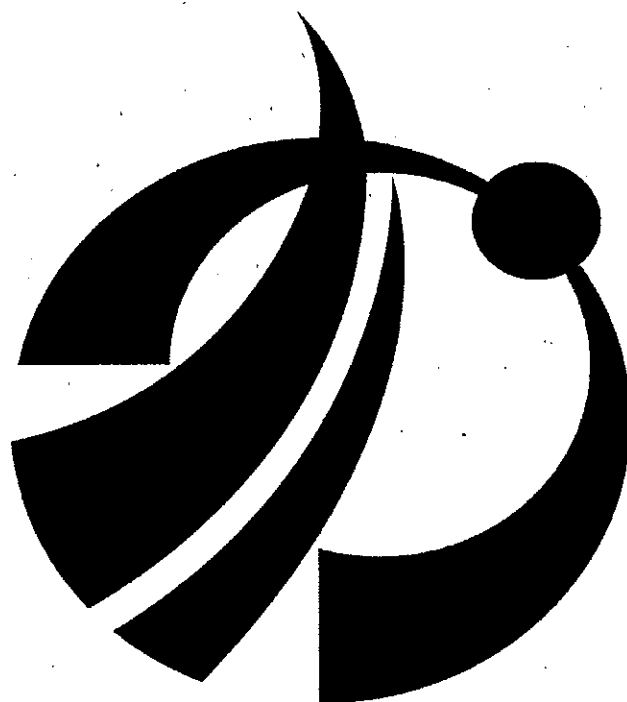


平成30年度

第1回嘉麻市障害者施策推進協議会



開催日時／平成31年1月23日（水）午後2時

開催場所／嘉麻市役所山田庁舎第1会議室

# 目 次

- 次 第 . . . . . 1
- 嘉麻市障害者施策推進協議会委員名簿 . . . . . 2
- 嘉麻市障害者施策推進協議会条例 . . . . . 3~4
- 第4期嘉麻市障害福祉計画について . . . . . 5~13
- 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの活動状況について . . 14~16
- 障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組みについて . . . . 17~19

嘉麻市障害者施策推進協議会委員名簿(平成30年4月1日現在)

団体名	役職	氏名
社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会	事務局長	木山 淳一
嘉麻市民生委員 児童委員協議会	委員	高城 健輔
かま手話の会	会長	永尾 富久美
嘉麻市身体障害者福祉協会	会員	古川 勤
嘉麻市手をつなぐ育成会	会長	横山 利恵子
NPO法人 嘉飯山ネットBASARA	事務局長	藤嶋 勇治
福岡県立嘉穂特別支援学校	教諭	堤 華
嘉麻市議会	議員	新井 高雄
飯塚医師会	理事	藤木 健弘
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	吉田 浩子
飯塚公共職業安定所	次長	橋本 泰司

## 嘉麻市障害者施策推進協議会条例

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、障がい者に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、嘉麻市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況に関すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項に関すること。
- (4) その他障がい者福祉に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者 3人以内
- (2) 障害者福祉団体等関係者 3人以内
- (3) 教育関係者 1人以内
- (4) 学識経験者 2人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内
- (6) その他市長が必要と認める者 1人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、所掌事務その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 第4期嘉麻市障害福祉計画について

平成31年1月23日

第4期嘉麻市障害福祉計画 点検・評価(平成29年度)

(成果目標 Plan)

福祉施設入所者の地域生活への移行 計画 P.18

1 目標値(成果目標)

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数	110人	(A)
【目標値①】 入所者数の削減見込み	5人	国の指針を踏まえ、平成25年度末時点の人数(A)から4%削減することを目標とする。 (B) : (A) × 4%
【目標値②】 地域生活への移行者数	14人	国の指針を踏まえ、平成25年度末の施設入所者数の12%が地域生活へ移行するものとして設定する。 (A) × 12%
平成29年度末の施設入所者数(見込)	105人	(A) - (B)

2 進捗状況

項目	第4期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所者数	100人	99人	95人
施設入所者(減少)数	人数の推移	—	△1人 (H27比)
	減少率	—	△1% (H27比)
地域生活移行者数	0人	0人	0人

地域生活支援拠点等の整備 計画 P.19

1 目標値(成果目標)

国の指針を踏まえ、計画期間内に、市内または圏域内に少なくとも一つ整備することを目標とする。  
「飯塚圏域」における「面的な整備」による体制づくりをめざし、圏域に含まれる飯塚市、桂川町の関係者をはじめ、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関と計画期間内に協議する。

2 進捗状況

項目	第4期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活支援拠点等の整備数	0か所	0か所	0か所

1 目標値(成果目標)

項目	数値	備考
平成24年度の年間一般就労移行者数	5人	(A)
【目標値①】 平成29年度の年間一般就労移行者数	10人	国の指針を踏まえ、平成24年度の一般就労への移行実績(A)の2倍とすることを目標とする。 (A)×2
平成25年度末における 就労移行支援事業利用者数	26人	(B)
【目標値②】 平成29年度末における 就労移行支援事業利用者数	42人	国の指針を踏まえ、平成25年度末における利用者数(B)の6割増加するものとして設定する。 (B)×1.6
【目標値③】 就労移行支援事業所のうち 就労移行率が3割以上の事業所の割合	50.0%	国の指針に示す割合の達成に向けて、福岡県等の関係機関と連携しながら取り組む。 ～参考～ 市内の就労移行支援事業所数:3事業所 (平成26年10月1日現在)

2 進捗状況

項目	平成29年度
① 年間一般就労移行者数	4人
② 就労移行支援事業利用者数	15人
③ 就労移行率が3割以上の事業所	2カ所/4
	50%



第4期嘉麻市障害福祉計画 点検・評価(平成29年度)

障がい福祉サービス 計画 P.19~23

1 必要な見込量の確保のための方策

○福岡県や周辺自治体と連携して、民間事業者へ施設整備等に関する情報提供を行いながら圏域におけるサービス基盤の整備を図ることによって、計画期間に必要な見込まれるサービス量の確保を図る。  
 ○サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者へ働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行う。

2 進捗状況(活動指標 Plan ⇒ 実行 Do)

区分	サービス名	単位	見込み			実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 訪問系	居宅介護	時間/月	1,967	2,046	2,124	1,702	1,809	1,776
		人/月	100	104	108	91	98	95
	重度訪問介護	時間/月	122	122	122	76	112	87
		人/月	4	4	4	2	4	2
	同行援護	時間/月	140	140	140	133	128	107
		人/月	17	17	17	15	14	13
	行動援護	時間/月	4	4	4	10	10	35
		人/月	1	1	1	2	2	2
	重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0	0
(2) 日中活動系サービス	生活介護	人日/月	3,330	3,391	3,452	3,347	3,400	3,626
		人/月	163	166	169	163	165	171
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	59	59	59	21	22	21
		人/月	3	3	3	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	320	336	352	91	151	112
		人/月	20	21	22	10	10	6
	就労移行支援	人日/月	513	616	719	433	303	275
		人/月	30	36	42	23	17	15
	就労継続支援(A型)	人日/月	444	466	488	555	581	686
		人/月	20	21	22	26	28	32
	就労継続支援(B型)	人日/月	2,281	2,494	2,726	2,393	2,839	2,941
		人/月	118	129	141	123	144	143
	療養介護	人/月	8	8	8	8	8	8
	短期入所(福祉型)	人日/月	112	112	112	129	134	206
人/月		12	12	12	16	16	21	
短期入所(医療型)	人日/月	6	6	6	6	8	21	
	人/月	1	1	1	2	2	3	
(3) 居住系	共同生活援助(グループホーム)	人	85	88	92	89	96	94
	施設入所支援	人	108	107	105	100	99	95

3 進捗状況等の評価(評価 Check)

訪問系のサービス量が昨年度より減っており、計画の見込量を下回っているが、利用人数はほぼ横ばいである。  
 日中活動系サービスでは、就労継続支援A型及びB型において利用人数及びサービス量が増加し、計画の見込量を大きく上回っており、就労系サービスの利用ニーズが高いことが伺える。  
 共同生活援助の利用は微増しており、計画の見込量を上回っています。

4 今後の取組方向(改善 Act)

利用者へ安定したサービスが提供できる基盤整備を行うため、事業所の開設を検討する事業者等との情報交換と連携を緊密に行う。また、障がい者地域自立支援ネットワーク等による意見交換会や研修会への積極的な参加をお願いし、ニーズの把握や課題の抽出を行うことで、サービス量及び質の確保に向けた取組みを検討する。

相談支援

計画 P.24~25

1 必要な見込量の確保のための方策

圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所(指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所)の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における相談支援従事者及び指定事業所の増加を図る。

2 進捗状況(活動指標 Plan ⇒ 実行 Do)

サービス名	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	488	497	506	383	435	448
地域移行支援		15	15	15	0	0	0
地域定着支援		15	15	15	0	0	0

3 進捗状況等の評価(評価 Check)

全ての障がい福祉サービス利用者を対象とした計画相談支援の導入率は平成29年度には、ほぼ100%を達成している。相談員一人当たりの負担が今なお大きく、最大で相談員一人で約200人の利用者を支援しているケースもあることから、相談支援専門員及び指定事業所の増加を促進する必要がある。  
 地域移行支援、地域定着支援については平成29年度の利用はないため、地域移行促進のため、当事者、施設、医療機関等から支援のニーズを把握するなど支援体制の整備を行う必要がある。

4 今後の取組方向(改善 Act)

平成29年4月に障がい者地域自立支援ネットワークにおける専門部会として、相談支援専門部会を設置した。偶数月に部会を開催し、意見交換や、ケース検討や制度について勉強会を行うなど、相談支援専門員の技術の向上を行っている。  
 また、同年7月に障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい福祉に関する様々な相談に対応する総合相談窓口として市民や関係機関からの相談を受け付けており、圏域の課題解決のため関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化を行っている。  
 今後も、障がい者地域自立支援ネットワークや基幹相談支援センターによるケアマネジメント等の研修会や医療や教育などの関係機関との意見交換会を開催し、利用者が適切なサービスを利用できる相談支援体制づくりを継続して行う。  
 また、地域移行支援については、成果目標の一つである精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を視野に入れて、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所における精神障がい者自立支援関係機関会議や精神保健福祉部会を活用しながら支援体制の整備や連携強化を行っていく。

障がい児通所支援

計画 P.25~26

1 必要な見込量の確保のための方策

○福岡県や周辺自治体と連携して、民間事業者に施設整備等に関する情報提供を行いながら圏域におけるサービス基盤の整備を図ることによって、計画期間に必要な見込まれるサービス量の確保を図る。

○サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者に働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行う。

2 進捗状況(活動指標 Plan ⇒ 実行 Do)

サービス名	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日/月	301	301	301	255	282	489
	人/月	20	20	20	17	21	29
放課後等デイサービス	人日/月	236	236	236	397	616	815
	人/月	23	23	23	29	40	54
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

3 進捗状況等の評価(評価 Check)

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、事業所数が増えたこともあり、いずれも見込値及び前年度値を上回っていることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。  
今後もサービスの質の確保及び教育や保育等の関係機関との支援の連携が課題となる。

4 今後の取組方向(改善 Act)

今後も質の高いサービスが提供されるよう、障がい者地域自立支援ネットワークでの意見等も踏まえ、関係機関を対象とした研修会や意見交換会等を実施し、支援の基盤整備に取り組む。

障がい児相談支援 計画 P.26

1 必要な見込量の確保のための方策

圏域内の民間事業者に対して指定障がい児相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、福岡県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における障がい児相談支援従事者及び指定事業所の増加を図る。

2 進捗状況(活動指標 Plan ⇒ 実行 Do)

サービス名	単位	見込み			実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援	人/年	57	58	59	46	61	86

3 進捗状況等の評価(評価 Check)

全ての支給決定児童を対象とした障がい児相談支援の導入率は平成29年度には、100%である。相談員一人当たりの負担が今なお大きく、最大で相談員一人で約200人の利用者を支援しているケースもあることから、相談支援専門員及び指定事業所の増加を促進する必要がある。

4 今後の取組方向(改善 Act)

平成29年4月に障がい者地域自立支援ネットワークにおける専門部会として、相談支援専門部会を設置した。偶数月に部会を開催し、意見交換や、ケース検討や制度について勉強会を行うなど、相談支援専門員の技術の向上を行っている。

また、平成29年7月に障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい福祉に関する様々な相談に対応する総合相談窓口として市民や関係機関からの相談を受け付けており、圏域の課題解決のため関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の強化を行っている。

今後も、障がい者地域自立支援ネットワークや基幹相談支援センターによるケアマネジメント等の研修会や医療や教育などの関係機関との意見交換会等を開催し、利用者が適切なサービスを利用できる相談支援体制づくりを継続して行う。

第4期嘉麻市障害福祉計画 点検・評価(平成29年度)

2 地域生活支援事業

計画 P.27~38

1 必要な見込量の確保のための方策

○民間のサービス事業者の参入を促進し、計画期間に必要なと見込まれるサービス量の確保を図る。  
 ○サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者に働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行う。  
 ○2市1町共同実施事業について、飯塚市、桂川町と定期的に意見交換を行いながら適正に実施していく。

2 進捗状況(活動指標 Plan ⇒ 実行 Do)

区分	単位等	見込み			実績			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
理解促進啓発・研修事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業								
①障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
③住宅入居等支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4	
成年後見制度法人後見支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	0	
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣設置事業	人/年	15	15	15	9	9	9	
日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具	件	8	8	8	4	7	0	
②自立生活支援用具	件	14	14	14	9	8	10	
③在宅療養等支援用具	件	7	7	7	3	11	5	
④情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12	5	5	9	
⑤排泄管理支援用具	件	420	439	459	481	446	481	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	3	3	3	1	3	1	
手話奉仕員養成研修事業	人	8	8	8	12	21	12	
移動支援事業	人	32	32	32	41	42	41	
	時間	3,768	3,768	3,768	4,093	3,720	3,074	
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	
	人	31	31	29	37	41	42	
※()嘉麻市利用者数	人	366(72)	366(72)	366(72)	464(119)	341(120)	250(109)	
機能強化事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
任意事業	日中一時支援事業	人	37	37	37	29	32	37
	訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	2	2	2
	自動車運転免許取得事業	人	3	3	3	5	6	3
	自動車改造助成事業	人	3	3	3	2	2	4

### 3 進捗状況等の評価(評価 Check)

相談支援事業の強化のため、基幹相談支援センターを平成29年7月に設置した。  
地域活動支援センターの利用人数は、実利用者数は増加しているが、延べ利用者数は見込値及び前年度値を下回っており、安定した通所ができるよう取り組む必要がある。日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具は計画の見込みより上回っている。今後も需要の増加は見込まれるため、その他の用具等も利用しやすい事業のあり方を検討する必要がある。

### 4 今後の取組方向(改善 Act)

今後も需要の動向を注視し、サービス等利用希望者等に事業内容及び制度の周知を行いながらサービスを利用しやすい体制整備を行う。障がい福祉のしおり等により制度の普及・啓発に取り組むとともに、福祉サービスや相談支援の質の確保のため、障がい者地域自立支援ネットワークや基幹相談支援センターによる研修会や意見交換会等を行うことで関係機関の連携を図り支援体制の強化を行う。障がい者本人や家族、事業所等が相談できる機関となる基幹相談支援センターの運営の検証や地域自立支援ネットワークによる専門部会の取組みについて、今後も飯塚市、桂川町と定期的に意見交換を行いながら適正に実施していく。

**飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの  
活動状況について**

平成 31 年 1 月 23 日

# 飯塚圏域地域自立支援ネットワーク活動報告

(※障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定された協議会)

平成 30 年 11 月 12 日	第 1 回全体会議開催
協議事項	<p>(1) 自立支援ネットワークの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①専門部会（相談部会）・・・偶数月に開催</li> <li>②専門部会（在宅医療ケア部会）・・・平成 29 年 11 月設置、奇数月に開催</li> <li>③就労支援分野・・・意見交換会等を 5 回開催</li> <li>④その他の活動（障がい者理解啓発講演会など）</li> </ul> <p>(2) 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター等運営事業 平成 29 年度相談支援事業の報告及び平成 30 年度計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい者基幹相談支援センター</li> <li>②相談支援機能強化事業（フォスク）</li> </ul>
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労支援分野では意見交換会等を活動的に行っているが、専門部会を設置しない理由は何か。（一般就労と福祉的就労に分類され、それぞれに地域の課題があり、福祉的就労についても、就労継続支援 A 型や B 型の事業別でそれぞれに課題がある。現在、意見交換会によって課題を抽出し整理中であることから、専門部会の設置までには至っていない。）</li> <li>● 精神障がい者の地域移行支援について。精神科病院から退院された方々が地域でどのように生活しているのか。ある講演会で、精神障がい者にとって就労継続支援 B 型やグループホームは利用しにくい環境があるとのデータが示されていた。</li> <li>● 中央省庁の障がい者雇用水増し問題について。精神障がい者の雇用の検討をお願いしたい。</li> <li>● 親亡き後の単身生活について不安の声が多い。本人、家族、事業所のそれぞれの役割や現在の生活における適切な支援の在り方を考える必要がある。</li> <li>● 災害時にどのように対応すべきかについて、専門部会などの場で防災担当から情報提供をお願いしたい。</li> <li>● 専門的職員の人材不足について。</li> </ul>



飯塚市障がい者施策推進協議会

嘉麻市障がい者施策推進協議会

桂川町障がい者施策推進協議会

○全体会議の内容報告

○各自治体への施策提言

# 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク

**全体会議** ●原則年1回開催

◇構成員:ネットワーク委員全員  
 ○運営会議からの報告 ○地域課題、施策提案等の総括的協議

◇専門部会からの報告 ○運営会議からの報告

報告、提案等

**運営会議** ●定例・必要時に随時開催

◇構成員:2市1町障がい福祉担当課、障がい者基幹相談支援センター

◇個別支援会議の報告 ○困難ケースの協議、調整

◇地域課題の集約、整理、分析 ○専門部会設置の検討

運営会議への提案  
 二二二、課題、困難ケース等  
 各個別支援会議の報告

**専門部会**

◇構成員:ネットワーク会長が指名

◎課題解決型  
 具体的な課題解決のために一時的に編成される部会  
 ●必要時に随時開催

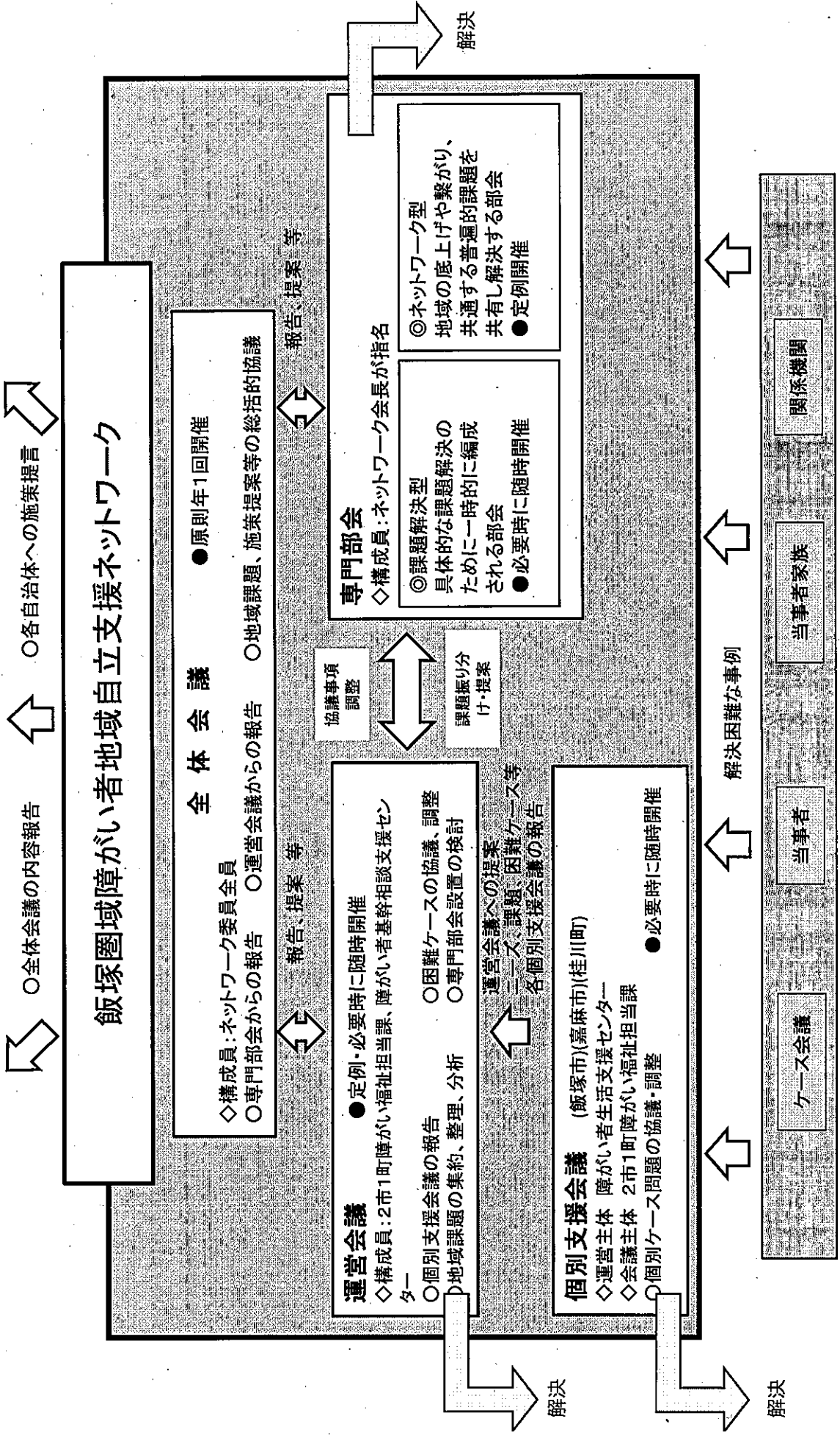
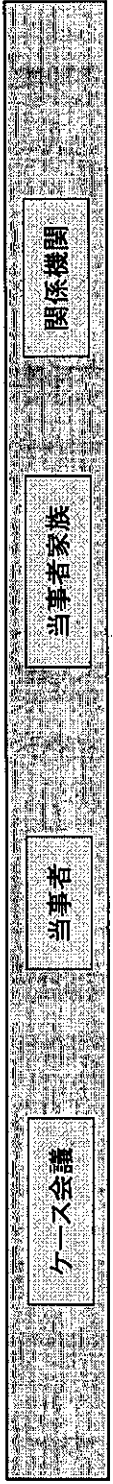
◎ネットワーク型  
 地域の底上げや繋がり、共通する普遍的課題を共有し解決する部会  
 ●定例開催

**個別支援会議** (飯塚市)(嘉麻市)(桂川町)

◇運営主体 障がい者生活支援センター

◇会議主体 2市1町障がい福祉担当課

◇個別ケース問題の協議・調整 ●必要時に随時開催



※飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークに関するお問い合わせ、地域生活におけるお困り事相談などは2市1町障がい福祉担当課、もしくは障がい者基幹相談支援センターにてお受けします

**障がい者就労施設等からの優先調達に  
係る取り組みについて**

平成 31 年 1 月 23 日

## 平成29年度嘉麻市における障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

### 1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成するものです。

### 2 方針の適用範囲

市長部局及び教育委員会とする。

### 3 調達物品等および目標

市が障害者就労施設等から調達する物品等及び目標は次のとおりとする。

- ・物品 食品類（弁当・パン・菓子など）
- ・役務 サービス（除草作業・清掃など）

### 4 対象となる障害者就労施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター

### 5 調達実績の公表

この方針に基づき、本年度に調達する物品等の実績の概要は、平成30年5月中に取りまとめ、市広報紙および市ホームページ等で公表する。

### 6 その他物品等の調達の推進に関する事項

- ① 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに関係課等へ情報提供を行うものとする。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく障害者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。

### 7 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉事務所社会福祉課とする。

【平成29年度福岡県嘉麻市における障害者就労施設からの物品等の調達実績】

調達先		就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・障害者支援施設・地域活動支援センター・小規模作業所	
物品	事務用品	件数	0
		金額 (円)	0
	食料品・飲料	件数	46
		金額 (円)	810,686
	小物雑貨	件数	0
		金額 (円)	0
	その他の物品	件数	0
		金額 (円)	0
	小計	件数	46
		金額 (円)	810,686
役務	清掃・施設管理	件数	10
		金額 (円)	2,679,480
	小計	件数	10
		金額 (円)	2,679,480
合計 (物品+役務)	件数	56	
	金額 (円)	3,490,166	
うち随意契約	件数	10	
	金額 (円)	2,679,480	